

#### 令和3年度 第1回 川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

# 令和3年度介護報酬改定における 条例改正関係

(認知症介護基礎研修の義務付け)

健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課事業者指導係

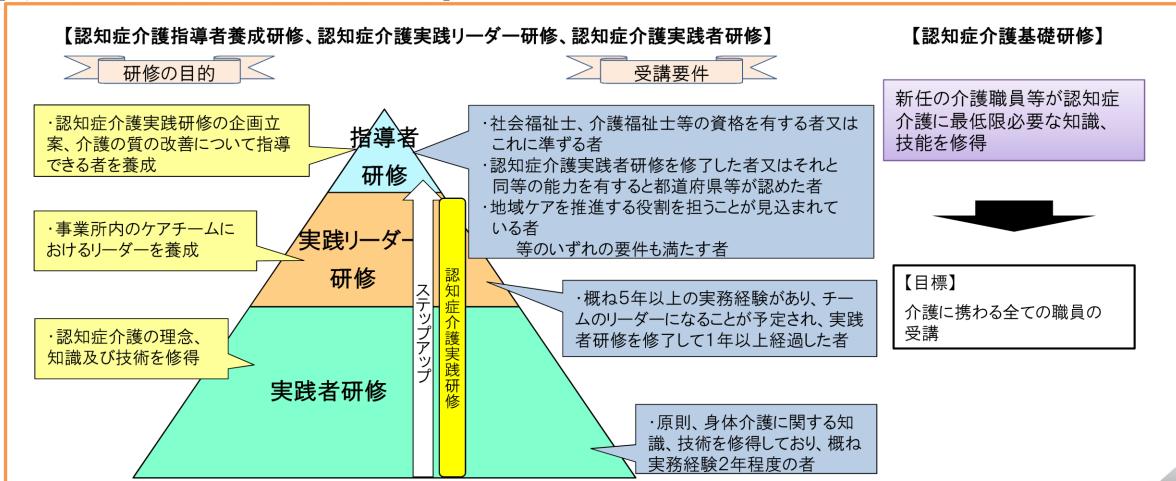


【全サービス対象:無資格者がいない訪問系サービス (訪問入 浴介護除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く】

☑ 介護に直接携わる職員のうち、 医療・福祉関係の資格を有さない者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じることを義務づける。

☑3年の経過措置期間を設け、また、新入職員の受講も1年の猶予期間を設ける。

#### 【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



☑川崎市運営基準第57条の2第3項:訪問入浴介護の例

指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

### ☑今後の開催予定

開催予定日	研修会場
1/29 (土)	総合研修センター
2/10 (木)	総合研修センター
3月に2回	オンライン

※詳細は総合研修センターにお問い合わせください。

## 参考資料

○厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188 411 00034.html)

〇川崎市ホームページ 川崎市基準条例(R03.04.01施行)

(https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html)



#### 条例改正に関する質問等について

○川崎市ホームページ

・【事業者向け】介護保険Q&A・問い合わせ

(<a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html</a>)

以上で終了です。ご清聴ありがとうございました。